

昭和56年 1 月10日 条例第 2 号

○豊川市休日夜間急病診療所条例

昭和56年 1 月10日 条例第 2 号

改正

昭和58年 1 月31日 条例第 1 号

昭和62年 3 月24日 条例第10号

平成 6 年 3 月28日 条例第12号

平成15年 3 月 7 日 条例第 2 号

平成18年 3 月27日 条例第27号

平成20年 3 月25日 条例第18号

平成20年 3 月25日 条例第19号

平成22年 3 月30日 条例第14号

豊川市休日夜間急病診療所条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、豊川市休日夜間急病診療所（以下「診療所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 急病人の応急診療を行うため、診療所を豊川市萩山町 3 丁目77番地の 1 ・77番地の 7 に設置する。

(職員)

第 3 条 診療所に所長その他必要な職員を置く。

(診療科目)

第 4 条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科

(診療料及び文書料)

第 5 条 診療所における診療料及び文書料は、次に定めるとおりとする。

- (1) 診療料 次に定めるとおりとする。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定による場合 健康保険法その他の

法令の定めるところにより算出した額

イ 法令の規定によらない場合 アに規定する方法により算出した額の2倍以内で市長が定める額

(2) 文書料 次に掲げるとおりとする。

ア 診断書 1通につき500円から2,000円までの範囲内で市長が定める額

イ 証明書 1通につき200円から1,000円までの範囲内で市長が定める額

2 診療料（診療料について、法令の規定により他の機関が納付すべきものにあつては、診療料から当該機関が納付すべき額を控除した額）及び文書料は、その都度納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（診療料及び文書料の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認める者については、診療料及び文書料を減免することができる。

（運営協議会）

第7条 診療所の運営上必要な事項を協議するため、豊川市休日夜間急病診療所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、診療所の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日条例第1号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月24日条例第10号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第12号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月7日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第27号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第19号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。